

# 速度取締り指針

令和6年7月  
山口警察署

## 速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道9号	6:00 ~ 20:00	朝田・宮野地区	60km/h
国道262号	6:00 ~ 20:00	小鯖・宮野地区	60km/h
国道435号	6:00 ~ 20:00	吉敷地区	60km/h
市道下千坊氷上線	7:00 ~ 17:00	大内地区(大内小学校)	30km/h
市道宮島町氷上線			

- 悲惨な人身事故の発生を抑止するためにも、上記重点路線での速度取締りを強化していきます。
- 本年上半期は、6~19時の間に人身事故が多く発生していることから、同時間帯を中心に速度取締りを実施します。

## 管内における交通事故実態と分析結果（令和5年～令和6年6月末）

※ ●：交通事故多発エリア



- 国道9号は神田町交差点から吉敷西交差点までの間、県道宮野大蔵線は湯田温泉歓楽街から葵交差点までの間、県道陶湯田線は下湯田交差点から秋穂渡瀬橋までの間、県道山口防府線は宮島町交差点から大内上矢田交差点までの間で、交通事故が多発しています。
- 事故多発区間を中心に、ランダムな時間帯において各種交通違反取締りを強化していきます。

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和5年～令和6年6月末(私道と駐車場を除く、令和6年は物損事故を除く)
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で17件以上事故が発生しているエリア

## その他の交通指導取締り

- 人身事故の大半が脇見等による安全運転義務違反であるため、運転中の携帯電話使用の取締りを強化します。
- 横断歩道上での歩行者被害の悲惨な交通事故を防ぐため、横断歩行者妨害の取締りを強化します。
- 警察官の警告に従わない又は具体的な危険を生じさせた自転車利用者には、切符処理等の厳正な措置を講じます。